

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における 投票用紙の二重交付について（南区）

南区興除地域センター(南区中畦)に期日前投票に来た有権者に対し、既に投票済みだったにもかかわらず、衆議院議員総選挙及び国民審査の投票用紙を誤って渡してしまい、二重投票となる事案が発生しました。

1 経緯

- ・南区在住の70代女性は10月21日(月)、岡山県知事選挙の投票所入場券を持参し、岡山市南区役所興除地域センター1階会議室の期日前投票所(南区中畦)にて、岡山県知事選挙及び衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票を済ませた。
- ・当該女性が10月23日(水)10時30分頃、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所入場券を持参し、来所。
- ・名簿対照担当者が、管理端末にて投票状況を確認。全ての選挙が投票済みである旨が表示されていたが、「前回来所時には、県知事選挙のみ投票した」と思い込み、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を用紙交付担当者が交付した。
- ・その後、当該女性は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票を済ませた。
- ・定期的に投票者数確認を行った際に、管理端末の投票者数より衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙交付数がそれぞれ1枚多く、この事務処理ミスが判明したものの。

2 再発防止策

- ・期日前投票所の事務従事者に対し、事務処理ミスが起こらないよう、再度、複数人で確認を行うなどの指導を強く行いました。
- ・投票所事務従事者に対し、二重投票などのミスが起こらないようマニュアルに基づく事務処理の周知徹底を図ります。

【問い合わせ先】

岡山市南区役所総務・地域振興課 重河・岩田 直通086-902-3500 内線73-310